

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成21年12月22日

太宰府市監査委員 松下 功

太宰府市監査委員 武藤 哲志

記

第1 監査の概要

1 監査の対象

総務部 総務課、経営企画課、管財課、協働のまち推進課
観光交流課

上下水道部 上下水道課、施設課

選挙管理委員会事務局

2 監査の対象となる期間

平成21年4月1日から平成21年8月31日まで

3 監査の範囲

- (1) 主要な事務、予算の執行・契約・財産管理等の執行状況
- (2) 財産の管理運用、補助金・助成金の交付事務
- (3) 事務事業の外部委託について

4 監査の期間

平成21年10月6日から平成21年12月17日まで

第2 監査の結果

今回の監査は、前記「監査の範囲」の事務が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかについて実施した。

その結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部検討及び改善を要する事項は次のとおりである。それぞれ必要な措置を講じられたい。

1 各課に関する事項

(1) 協働のまち推進課及び施設課

ア 債務負担行為による契約について

債務負担行為による複写機の賃貸借契約において、契約条項中に長期継続契約における特記事項（条件付解除条項）が付されており、実質長期継続契約と見受けられるものがあった。

当該契約条項中に、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には当該契約は解除する旨の条件を付した場合は、債務負担行為の設定をする必要はないと解されている。

契約方法を検討されたい。

(2) 上下水道課

ア 企業会計システム機器賃借契約について

企業会計システム機器賃借契約は、水道事業及び下水道事業の二つの会計業務を一括で契約しているが、各事業毎の内訳が記されておらず、支出負担行為の基となる金額が不明確なものとなっている。

契約方法を検討されたい。

(3) 施設課

ア 債務負担行為の設定について

債務負担行為の設定については、平成 20 年度決算審査講評時にも指摘していたが、九州旅客鉄道㈱との土地賃貸借契約において、契約期間を3カ年間とした契約で債務負担行為の設定を行っていなかった。

適切な事務処理をされたい。

2 共通事項

(1) 契約事務について

「地方自治法施行令」第 167 条の 2 第 1 項の規定による随意契約について次のような不適切な事務処理があった。

ア 随意契約理由が第 1 号（規則で定める金額以下）の要件に該当する場合においては、第 2 号以下の各号に規定する要件について判断する必要はないと解されているにもかかわらず、第 2 号以下の各号としているものがあった。

イ 第 1 号の要件に該当する場合の見積書の取扱いについて、「太宰府市随意契約運用基準」では、原則として 2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとされているが、1 人の見積をもって随意契約を行っているものがあった。

随意契約を行うにあたっては、法令等の定めに沿った適正な事務処理をされたい。

(2) 出勤簿等の整理について

出勤簿等の整理については、年次休暇願簿の様式変更など、一定の改善が認められるが、次のような不適切な事務処理があった。

ア 年次休暇願簿の年次休暇残日数（時間数）の計算誤りが多数あった。

イ 出勤簿と年次休暇願簿、週休日及び休日における勤務命令簿及び割振簿との記載不一致及び記載漏れがあった。

ウ 規定期間内に週休の振替を取得していないものがあった。

エ 出勤簿の月別集計欄、年次休暇の繰越等欄の未記入、記入誤りが見受けられた。

サービス管理は所属長の職務となっていることから、所属長は事務処理にあたっては条例、規則等に沿った適正な処理をされたい。

なお、総務課においては、所管課として全庁的な指導をされたい。